



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規 則〕

○古物営業法施行規則の一部を改正する規則 (国家公安委一四)

〔告 示〕

○トマト加工品の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件 (公正取引委・消費者庁一四)

○チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件 (同一五)

○古物営業法施行規則第十五条第三項第五号二の規定に基づき、書類を指定する件 (国家公安委四二)

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件 (同四三)

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件 (外務二九二)

三

七

六

四

三

一

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件 (同二九三)

〔官庁報告〕

官庁事項

金融庁国民保護計画の変更について (金融庁)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

平成二十九事業年度財務諸表 (独立行政法人勤労者退職金共済機構・国立研究開発法人森林研究・整備機構・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構)、日本放送協会放送受信規約の一部変更、第四十回 (平成三十年度) エネルギー管理士試験合格者、公認会計士等の登録及び登録抹消関係

地方公共団体

教育職員免許状失効・取上げ処分、

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

八

六

二

五

四

三

二

規

則

○国家公安委員会規則第十四号

古物営業法の一部を改正する法律 (平成三十年法律第二十一号) の一部の施行に伴い、並びに同法附則第二条第一項並びに古物営業法 (昭和二十四年法律第百八号) 第四条第三号、第六条第二項、第七條第三項、第十二條第一項、第十五條第一項第四号、第二十一條の五第四項、第二十一條の六第二項及び第三十條の規定に基づき、古物営業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年九月十四日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

古物営業法施行規則の一部を改正する規則
 古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後 改 正 前

（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）

第一条 古物営業法（以下「法」という。）第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、

次の各号に掲げる罪のいづれかに当たる行為とする。

一 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条から第三条までに規定する罪

二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、

第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条

の六第一項、第九十六条、第九十五条の二、第九十七条、第九十七条、第九十七条、第九十七

九条第二項、第九十八条（第九十七条及び第九十九条第二項に係る部分に限る。以下こ

の号において同じ。）、第九十八条第二項（第九十七条、第九十九条第二項及び第九十八

十条に係る部分に限る。）、第九十九条から第九十九条まで、第九十九条、第九十九条、第九

十二条（第九十九条に係る部分に限る。）、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第

二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六

条の三まで、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六

条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条から第二百二十八

条の三まで、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並

びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十

八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十

条（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条（第二

百三十六条に係る部分に限る。）、第二百四十一条（第二百三十六条に係る部分に限る。以下こ

の号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六、第二百四十

条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十九条、第二百五十条（第二

百四十九条に係る部分に限る。）、第二百五十八、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六

十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、

二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六

十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、

二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六

十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、

二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六

十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、

二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六

十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、

二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六

十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、

二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六

十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、

二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六

十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、二百六十一、

〔条を加える。〕

七 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第一項又は第二項（第三十四条第一項第四号の二、第五号、第七号及び第九号に係る部分に限る。）に規定する罪

六 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第六十三条、第六十四条第一号、第一号の

二（第三十条第一項、第三十二条の六第二項（第三十三条第四項において準用する場合を含

む。）、及び第三十三条第一項に係る部分に限る。）、第四号、第五号若しくは第九号又は第六十

六条第一号若しくは第三号に規定する罪

五 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七十七条又は第一百八条第一項（第六条及

び第五十六条に係る部分に限る。）に規定する罪

- 八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条の二第十号の四、第十号の五、第十号の八若しくは第十号の九、第九十八号第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二、第六号、第六号の二若しくは第七号、第九十八号の四、第九十八号の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第九十八号の六第一号（第二十九号の二第二項から第三項まで、第五十九号の二第二項及び第三項、第六十条の二第二項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第一百零二条の十五、第六十六条の十一、第六十五条の二、第六十五条の三、第六十五条の二十の三、第六十五条の二十の十七、第六十五条の二十四第二項から第四項まで並びに第六十五条の四の十に係る部分に限る。）、若しくは第十一号の五、第二百条第十三号若しくは第一百七号（第六十六条の三第一項及び第四項、第六十六条の十七第一項及び第三項並びに第六十五条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第六十六条の三第三項（第六十六条の十第四項及び第六十六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第六十五条の五の五第三項に係る部分に限る。）、若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第六十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）、若しくは第四号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）、又は第二百六条第二号（第六十四条第九号第二項前段（第六十五条の四において準用する場合を含む。）及び第六十五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第六十五条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第六十五条の二十の十一及び第六十五条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）、若しくは第十号（第六十五条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪
- 九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九号第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第二十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二号第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪
- 十 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪
- 十一 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第一百二十二条第二号（第五十五条第一項及び第六十条第二項に係る部分に限る。）、若しくは第六号又は第六十四号第二号若しくは第三号（第六十一条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪
- 十二 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）第三十条第三号又は第三十三条第二号に規定する罪
- 十三 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第五十六条第二号又は第五十八条第三号に規定する罪

- 十四 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四十七条第一号若しくは第三号又は第五十号第一号第一号、第二号（第十一条第一号及び第三号（第十七条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第三号に規定する罪
- 十五 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十七条第三号又は第四号に規定する罪
- 十六 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第五十八条第一号から第四号まで又は第五十九条第二号（第二十一条に係る部分に限る。）、第四号若しくは第五号に規定する罪
- 十七 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十一条第二号又は第六十三条第三号に規定する罪
- 十八 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二十四条第一号（第三条に係る部分に限る。）に規定する罪
- 十九 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三十四条第一号に規定する罪
- 二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二百四十五条第三号又は第二百四十六条第一号（第九十一条第一号に係る部分に限る。若しくは第八号に規定する罪
- 二十一 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第六十五条第二号又は第六十八条第三号に規定する罪
- 二十二 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の三第一号第一号、第三号若しくは第四号、第二項（同条第一号第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）若しくは第三項（同条第一号、第三号及び第四号並びに第二項（同条第一号第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十一条の四第一号第三号から第五号まで、第二項（同条第一号第三号から第五号までに係る部分に限る。）若しくは第三項（同条第一号第三号から第五号まで及び第二項（同条第一号第三号から第五号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十一条の六、第四十一条の七、第四十一条の九から第四十一条の十一まで又は第四十一条の十三に規定する罪
- 二十三 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十三条第一号第一号、第二項（同条第一号第一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第三項（同条第一号第一号及び第二項に係る部分に限る。）に規定する罪
- 二十四 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十四条から第七十四条の六まで、第七十四条の六の二第一号若しくは第二号若しくは第三号、第七十四条の六の三（第七十四条の六の二第一号第一号及び第二号並びに第二項に係る部分に限る。）又は第七十四条の八に規定する罪
- 二十五 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第七十九条第一号若しくは第二号、第八十二条第一号、第二号（第十二条第二項に係る部分に限る。若しくは第三号又は第八十三条第一号第一号（第九条及び第五十三条（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪
- 二十六 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第五十四条第一号若しくは第二号又は第五十六条第一号第一号、第五号若しくは第七号に規定する罪
- 二十七 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条から第六十五条まで、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

二十八 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）第三十一条、第三十一条の二又は第三十一条の三第一号若しくは第四号に規定する罪
二十九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）第五条に規定する罪

三十 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第六条、第七条第二項若しくは第三項（同条第二項に係る部分に限る。）、第八条第一項（第七条第二項に係る部分に限る。）、又は第十条から第十三条までに規定する罪

三十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号若しくは第三号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二條の二第一項及び第二十二條の四に係る部分に限る。）に規定する罪

三十二 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四十九条第二号、第三号若しくは第六号又は第五十三条の二第一号（第三十三条の三第一項、第三十五条の三の二十八第一項及び第三十五条の十七の六第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

三十三 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一百九条第二項第三号に規定する罪

三十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二十五条第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号若しくは第十四号若しくは第二項（同条第一項第十四号に係る部分に限る。）、第二十六条第三号、第四号若しくは第六号（第二十五条第一項第十四号に係る部分に限る。）、第二十九条第一号（第七条の二第四項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第九条第六項（第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、又は第三十条第二号（第七条の二第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において準用する場合を含む。）、第九条第三項（第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）及び第九条の七第二項（第十五条の四において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪

三十五 火災びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第二条又は第三条に規定する罪

三十六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九条第一号又は第五十一条第四号若しくは第六号に規定する罪

三十七 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十一条第一号、第六十二条の二第一号又は第六十三条の三第二号（第五十二条の七十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

三十八 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条第一号若しくは第二号、第四十七條の三第一項第一号、第二号（第十一条第二項に係る部分に限る。）、若しくは第三号、第四十八条第一項第一号の三（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第三項及び第二十四条の五第二項において準用する第十二条の七に係る

部分に限る。)、第三号の三(第二十四条第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する第十六条の三第一項に係る部分に限る。)、第四号の二、第五号(第二十四条第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する第二十条第四項に係る部分に限る。)、第五号の二、第五号の三若しくは第九号の八、第四十九号第七号、第五十条第一項第一号(第八号第一項に係る部分に限る。若しくは第二号又は第五十条の二第六号(第四十一条の五十五第一項に係る部分に限る。))に規定する罪

三十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十九条第一号(第四条第一項に係る部分に限る。))から第三号までは第六十一条第一号若しくは第二号(第十一条に係る部分に限る。))に規定する罪

四十 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第四十八条第一号又は第五十一条第二号(第十八条第二項において準用する第十二条第二項に規定する申請書及び第十八条第二項において準用する第十二条第三項に規定する書類に係る部分を除く。若しくは第三号(第十九条第一項に係る部分に限る。))に規定する罪

四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号において「麻薬特例法」という。))第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪

- (1) 大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二に規定する罪に当たる行為をすること。
- (2) 覚せい剤取締法第四十一条又は第四十二条の二に規定する罪に当たる行為をすること。
- (3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二若しくは第六十五条又は第六十六条(小分け、譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。))に規定する罪に当たる行為をすること。

ロ 麻薬特例法第六条又は第七条に規定する罪

ハ 麻薬特例法第八条第一項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

- (1) イ又はホに掲げる罪
- (2) 大麻取締法第二十四条に規定する罪
- (3) 覚せい剤取締法第四十一条に規定する罪
- (4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条又は第六十五条に規定する罪

ニ 麻薬特例法第八条第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

イ又はホに掲げる罪

- (1) 大麻取締法第二十四条の二に規定する罪
- (2) 覚せい剤取締法第四十一条の二に規定する罪
- (3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二又は第六十六条に規定する罪
- (4) 麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

ホ 麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

イ又はロに掲げる罪

(1) 大麻取締法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪

- (2) 覚せい剤取締法第四十一条、第四十二条の二、第四十一条の六、第四十一条の九又は第四十一条の十一に規定する罪

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

四十二 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第七十七条第一号、第二号若しくは第五号から第七号まで、第八十二条第一号若しくは第五号又は第八十四条第一号（第五十八号第四項に係る部分を除く。）若しくは第三号に規定する罪

四十三 保険業法（平成七年法律第五十五号）第三百十五号第六号、第三百十五号の二第四号から第六号（第二百七十二号の三十五第五項に係る部分に限る。）まで、第三百十六号の三第一号、第三百十七号の二第三号、第三百十九号第九号又は第三百二十号第九号（第三百八条の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）第二百九十四号第一号（第四条第一項に係る部分に限る。）、第三号若しくは第十二号（第四条第二項から第四項まで（これらの規定を第十一条第五項において準用する場合を除く。）及び第九条第二項（第二百二十七条第二項において準用する場合を除く。）に係る部分に限る。）又は第二百九十五号第二号（第二百九条第二項（第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する第二百九十九条の規定による命令に係る部分を除く。）に規定する罪

四十五 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百六十六号）第三十三条第一号若しくは第二号、第三十四号第一号若しくは第三号又は第三十五号第一号、第二号、第五号、第六号若しくは第八号に規定する罪

四十六 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第五条、第六条、第七条第二項から第八項まで又は第八条に規定する罪

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 組織的犯罪処罰法第三条第一項に規定する罪のうち、同項第二号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号に規定する罪に当たる行為に係る罪

ロ 組織的犯罪処罰法第三条第二項に規定する罪のうち、同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号に規定する罪に係る罪

ハ 組織的犯罪処罰法第四条に規定する罪のうち、組織的犯罪処罰法第三条第一項第七号、第九号、第十号（刑法第二百二十五条の二第一項に係る部分に限る。）又は第十四号に規定する罪に係る罪

ニ 組織的犯罪処罰法第六条に規定する罪

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

(1) 爆発物取締罰則第三条に規定する罪

(2) 刑法第七十七条、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十七条の二第二項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第二百二十五条の三、第二百三十五号の二又は第二百三十六号に規定する罪

- (3) 労働基準法第一百七十七条に規定する罪
- (4) 職業安定法第六十三条に規定する罪
- (5) 児童福祉法第六十条第一項に規定する罪
- (6) 金融商品取引法第九十七条の二第十号の四、第十号の五、第十号の八又は第十号の九に規定する罪
- (7) 大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項に規定する罪
- (8) 競馬法第三十条第三号に規定する罪
- (9) 自転車競技法第五十六条第二号に規定する罪
- (10) 小型自動車競走法第六十一条第二号に規定する罪
- (11) モーターボート競走法第六十五条第二号に規定する罪
- (12) 覚せい剤取締法第四十一条第一項、第四十一条の二第一項若しくは第二項、第四十一条の三第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）又は第四十一条の四第一項第三号から第五号までに規定する罪
- (13) 旅券法第二十三条第一項第一号に規定する罪
- (14) 出入国管理及び難民認定法第七十四条第一項、第七十四条の二第二項、第七十四条の四第一項、第七十四条の六の二第二項又は第七十四条の八第二項に規定する罪
- (15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪
- (16) 武器等製造法第三十一条第一項、第三十一条の二第一項又は第三十一条の三第四号（銃の製造に係る部分に限る。）に規定する罪
- (17) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条に規定する罪
- (18) 売春防止法第八条第一項（第七条第二項に係る部分に限る。）、第十一条第二項、第十二条又は第十三条に規定する罪
- (19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪
- (20) 著作権法百十九条第二項第三号に規定する罪
- (21) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五条第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号又は第十四号に規定する罪
- (22) 火災びんの使用等の処罰に関する法律第二条第一項に規定する罪
- (23) 貸金業法第四十七条第一号又は第二号に規定する罪
- (24) 麻薬特例法第六条第一項に規定する罪
- (25) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第五条第一項、第六条第一項又は第七条第六項から第八項までに規定する罪

(26) 組織的犯罪処罰法第三条第一項（同項第二号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）若しくは第二項（同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）、第七条（同条第一項第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第七条の二第二項、第九条第一項から第三項まで又は第十条第一項に規定する罪

(27) 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第四項に規定する罪

へ 組織的犯罪処罰法第七条、第七条の二又は第九条から第十一条までに規定する罪

四十八 著作権等管理事業法（平成十二年法律第三百一十一号）第二十九条第一号若しくは第二号又は第三十二条第一号に規定する罪

四十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪

五十 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第三百三十八条第四号若しくは第五号又は第四百零二条第二号（第六十三条第一項及び第七十一条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

五十一 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第三十一条（第十四条第二項に係る部分に限る。）、第三十二条第一号又は第三十四条第一号若しくは第二号に規定する罪

五十二 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五百一十一号）第三十二条第一項（第五条に係る部分に限る。）又は第三項第一号（第八条に係る部分に限る。）若しくは第二号に規定する罪

五十三 信託業法（平成十六年法律第五百四十四号）第九十一条第一号から第三号まで若しくは第七号から第九号まで、第九十三条第一号、第二号、第九号から第十二号まで、第二十二号、第二十三号、第二十七号若しくは第三十二号、第九十四条第五号、第九十六条第二号又は第九十七条第一号、第三号、第六号、第九号（第七十一条第一項に係る部分に限る。）、第十一号若しくは第十四号に規定する罪

五十四 会社法第九百七十条第二項から第四項までに規定する罪

五十五 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）第十七条（第十五条第二項に係る部分に限る。）、第十八条第一号又は第十九条第一号若しくは第二号に規定する罪

五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十八条に規定する罪

五十七 電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第九十五条第一号又は第九十七条第二号に規定する罪

五十八 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七十七条第二号（第三十七条及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第五号、第七号若しくは第八号、第九号、第九号第八号、第一百二十二条第二号（第三十八条第一項及び第二項並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）、又は第一百四十四条第一号（第四十一条第一項及び第六十三条の六第一項に係る部分に限る。）、若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）、に規定する罪

（許可の申請）

第一条の二 法第五条第一項に規定する許可申請書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

2 [略]

3 法第五条第一項の国家公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

イ [略]

ロ 法第四条第一号から第八号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

「ハ・二 略」

二 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

「イ・ハ 略」

二 役員に係る法第四条第一号から第七号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

「三・五 略」

「4・5 略」

（許可証の再交付の申請）

第四条 [略]

2 前項の規定により再交付申請書を提出する場合には、第一条の二第二項の規定により經由した警察署長（以下「經由警察署長」という。）を經由して、正副二通の再交付申請書を提出しなければならない。

（公告の方法）

第四条の二 法第六条第二項の規定による公告は、官報によるものとする。

（変更の届出及び許可証の書換えの申請）

第五条 「1・3 略」

4 法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一 第一条の二第三項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類

「二・三 略」

5 前項の規定にかかわらず、古物商又は古物市場主が次に掲げる者を新たに法第十三条第一項の管理者として選任した場合において法第七条第一項の規定により公安委員会に提出する届出書には、第一条の二第三項第三号（第二号に掲げる者を選任した場合にあっては、第一条の二第三項第三号ロを除く。）に掲げる書類を添付することを要しない。

「一・二 略」

「6・7 略」

（仮設店舗における営業の届出）

第十四条の二 法第十四条第一項ただし書の規定により公安委員会に届出をする場合においては、その場所の所轄警察署長を經由して、仮設店舗において古物営業を営む日から三日前までに、別記様式第十四号の二の仮設店舗営業届出書を提出しなければならない。

（許可の申請）

第一条 古物営業法（以下「法」という。）第五条第一項に規定する許可申請書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

2 [同上]

3 [同上]

一 [同上]

イ [同上]

ロ 法第四条第一号から第六号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

「ハ・二 同上」

二 [同上]

「イ・ハ 同上」

二 役員に係る法第四条第一号から第五号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

「三・五 同上」

「4・5 同上」

（許可証の再交付の申請）

第四条 [同上]

2 前項の規定により再交付申請書を提出する場合には、第一条第二項の規定により經由した警察署長（以下「經由警察署長」という。）を經由して、正副二通の再交付申請書を提出しなければならない。

（条を加える。）

（変更の届出及び許可証の書換えの申請）

第五条 「1・3 同上」

4 [同上]

一 第一条第三項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類

「二・三 同上」

5 前項の規定にかかわらず、古物商又は古物市場主が次に掲げる者を新たに法第十三条第一項の管理者として選任した場合において法第七条第一項の規定により公安委員会に提出する届出書には、第一条第三項第三号（第二号に掲げる者を選任した場合にあっては、第一条第三項第三号ロを除く。）に掲げる書類を添付することを要しない。

「一・二 同上」

「6・7 同上」

（条を加える。）

(確認の方法等)

第十五条 法第十五条第一項第一号の規定による確認は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料（一を限り発行又は発給されたものに限る。以下「身分証明書等」という。）の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることによりするものとする。

2 法第十五条第一項第二号に規定する署名は、当該古物商又はその代理人、使用人その他の従業者（次項第十号及び第四項において「代理人等」という。）の面前において万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたものでなければならない。この場合において、古物商は、当該署名がされた文書に記載された住所、氏名、職業又は年齢が真正なものでない疑いがあると認めるときは、前項に規定するところによりその住所、氏名、職業又は年齢を確認するようになければならない。

3 法第十五条第一項第四号の国家公安委員会規則で定める措置は、次のとおりとする。

〔一〕三 略

四 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）又は印鑑登録証明書（以下「住民票の写し等」という。）の送付を受け、又は当該相手方の身分証明書等（住所、氏名及び年齢又は生年月日の情報が記録された半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下この号及び第九号において同じ。）が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた当該半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画像情報（当該相手方に当該古物商が提供するソフトウェアを使用して撮影させた当該相手方の身分証明書等の画像情報であって、当該身分証明書等に記載された住所、氏名及び年齢又は生年月日並びに当該身分証明書等の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信（当該本人確認用画像情報にあっては、当該ソフトウェアを使用した送信に限る。）を受け、並びに当該住民票の写し等に記載され、又は当該情報に記録された当該相手方の住所に宛てて配達記録郵便物等（引受け及び配達記録をする取扱いをされる郵便物若しくは信書郵便物又はこれと同様の取扱いをされる貨物（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けた者その他の適法に貨物の運送の事業を行う者が運送するものに限る。）をいう。以下同じ。）で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達を確かめること（当該本人確認用画像情報の送信を受ける場合にあつては、当該古物に係る法第十六条の帳簿等又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができる方法）をいう。以下同じ。）による記録とともに当該本人確認用画像情報を保存する場合に限る。）。

五 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその身分証明書等若しくは住民票の写し等のいずれか二の書類の写し（明瞭に表示されたものに限る。）の送付を受け、又は当該相手方の身分証明書等若しくは住民票の写し等の写し（明瞭に表示されたものに限る。）及び当該相手方の住所が記載された次に掲げる書類のいずれか（身分証明書等又は

(確認の方法等)

第十五条 法第十五条第一項第一号の規定による確認は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等相手方の身元を確かめるに足りる資料の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることによりするものとする。

2 法第十五条第一項第二号に規定する署名は、当該古物商又はその代理人、使用人その他の従業者（次項第七号及び第四項において「代理人等」という。）の面前において万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたものでなければならない。この場合において、古物商は、当該署名がされた文書に記載された住所、氏名、職業又は年齢が真正なものでない疑いがあると認めるときは、前項に規定するところによりその住所、氏名、職業又は年齢を確認するようになければならない。

3 〔同上〕

〔一〕三 同上

四 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）又は印鑑登録証明書（以下「住民票の写し等」という。）の送付を受け、並びに当該住民票の写し等に記載されたその者の住所に宛てて配達記録郵便物等（引受け及び配達記録をする取扱いをされる郵便物若しくは信書郵便物又はこれと同様の取扱いをされる貨物（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けた者その他の適法に貨物の運送の事業を行う者が運送するものに限る。）をいう。以下同じ。）で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達を確かめること。

〔号を加える。〕

住民票の写し等を除き、領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が当該古物商が送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下この号において「補充書類」という。若しくはその写し（明瞭に表示されたものに限る。）の送付を受け、並びに当該相手方の身分証明書等若しくは住民票の写し等又は当該補充書類若しくはその写しに記載された当該相手方の住所に宛てて配達記録郵便物等で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達を確かめること（当該古物に係る法第十六条の帳簿等又は電磁的方法による記録とともに当該身分証明書等若しくは住民票の写し等の写し又は当該補充書類若しくはその写しを保存する場合に限る。）。

イ 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

ロ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項に規定する社会保険料の領収証書

ハ 公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の領収証書（当該相手方と同居する者のものを含む。）

ニ イからハに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該相手方の住所及び氏名の記載があるもの（国家公安委員会が指定するものを除く。）

ホ 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該相手方の身分証明書等又は住民票の写し等に準ずるもの（当該相手方の住所及び氏名の記載があるものに限る。）

六 略

七 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその身分証明書等の写し（明瞭に表示されたものに限る。）の送付を受け、当該身分証明書等の写しに記載されたその者の住所に宛てて配達記録郵便物等で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達を確かめ、並びに当該身分証明書等の写しに記載されたその者の氏名を名義人の氏名とする預貯金口座への振込み又は振替の方法により当該古物の代金を支払うことを約すること（当該古物に係る法第十六条の帳簿等又は電磁的方法による記録とともに当該身分証明書等の写しを保存する場合に限る。）。

八 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともに、当該古物商が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該相手方に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該相手方の容貌及び身分証明書等（当該相手方の写真が貼り付けられたものに限る。以下この号及び次号において「写真付き身分証明書等」という。）の画像情報であったり、当該写真付き身分証明書に係る画像情報が、当該写真付き身分証明書に記載された住所、氏名及び年齢又は生年月日、当該写真付き身分証明書等に貼り付けられた写真並びに当該写真付き身分証明書等の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受けること（当該古物に係る法第十六条の帳簿等又は電磁的方法による記録とともに当該本人確認用画像情報（当該相手方の容貌の画像情報を除く。）を保存する場合に限る。）。

九 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともに、当該古物商が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該相手方に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該相手方の容貌の画像情報をいう。）の送信を受け、並びに当該相手方から

五 同上

六 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等その者の身元を確かめるに足りる資料の写し（明瞭に表示されたものに限る。）の送付を受け、当該資料の写しに記載されたその者の住所に宛てて配達記録郵便物等で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達を確かめ、並びに当該資料の写しに記載されたその者の氏名を名義人の氏名とする預貯金口座への振込み又は振替の方法により当該古物の代金を支払うことを約すること（当該古物に係る法第十六条の帳簿等又は電磁的方法による記録とともに当該資料の写しを保存する場合に限る。）

「各号を加える。」

当該相手方の写真付き身分証明書等（住所、氏名、年齢又は生年月日及び写真の情報が記録された半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた当該半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けること。
十〇十三 〔略〕

4 〔略〕

（古物競りあつせん業者に係る認定の申請）

第十九条の四 〔一〇三 略〕

4 第一項の認定申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

イ 〔略〕

ロ 次条第二号から第五号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二・三 略

（古物競りあつせん業者に係る認定の申請の欠格事由）

第十九条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、法第二十一条の五第一項の認定を申請することができない。

一 〔略〕

二 刑法第二編第三十六章から第三十九章まで若しくは法又はこれらに相当する外国の法令に規定する罪を犯して罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることになつた日から起算して五年を経過しない者

三 法第四条第三号又は第四号に掲げる者

四〇六 〔略〕

七 法人で、その業務を行う役員のうち前五号のいずれかに該当する者があるもの

（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準）

第十九条の六 法第二十一条の五第一項の国家公安委員会が定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準は、次のとおりとする。

一 古物の売却をしようとする者からのあつせんの申込みを受けようとするときに、当該者が本人の名義の預貯金口座からの振替の方法により料金の支払を行うことを当該預貯金口座が開設されている金融機関等（犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者をいう。）が承諾していることを確かめること、当該者から申出を受けたカード番号及び有効期限に係る本人の名義のクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受けることができ、かつ、当該クレジットカードを発行した者があらかじめ当該者について登録している情報と当該者から申出を受けた情報に齟齬がないことを確かめることその他これらに準ずる措置であつて人が他人になりすまして古物の売却をすることを防止するためのものを講ずること。

二〇九 略

七〇十 〔同上〕

〔三号ずつ繰り下げる。〕

4 〔同上〕

（古物競りあつせん業者に係る認定の申請）

第十九条の四 〔一〇三 同上〕

4 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 次条第二号から第五号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二・三 同上

（古物競りあつせん業者に係る認定の申請の欠格事由）

第十九条の五 〔同上〕

一 〔同上〕

二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第三十六章から第三十九章まで若しくは法又はこれらに相当する外国の法令に規定する罪を犯して罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることになつた日から起算して五年を経過しない者

〔号を加える。〕

三〇五 〔同上〕

〔二号ずつ繰り下げる。〕

六 法人で、その業務を行う役員のうち前四号のいずれかに該当する者があるもの

（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準）

第十九条の六 〔同上〕

一 古物の売却をしようとする者からのあつせんの申込みを受けようとするときに、当該者が本人の名義の預貯金口座からの振替の方法により料金の支払を行うことを当該預貯金口座が開設されている金融機関等（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者をいう。）が承諾していることを確かめること、当該者から申出を受けたカード番号及び有効期限に係る本人の名義のクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受けることができ、かつ、当該クレジットカードを発行した者があらかじめ当該者について登録している情報と当該者から申出を受けた情報に齟齬がないことを確かめることその他これらに準ずる措置であつて人が他人になりすまして古物の売却をすることを防止するためのものを講ずること。

二〇九 同上

(認定古物競りあつせん業者に係る認定の取消し)
第十九条の十 公安委員会は、認定古物競りあつせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 [略]
- 二 第十九条の五第二号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当するに至ったとき。
- [三～五 略]

2 [略]

(外国古物競りあつせん業者に係る認定の申請)

第十九条の十一 [1～3 略]

4 第一項の認定申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類
[イ・ロ 略]
- ハ 次条において準用する第十九条の五第二号から第六号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- [二～四 略]

(認定外国古物競りあつせん業者に係る認定の取消し)
第十九条の十四 公安委員会は、認定外国古物競りあつせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 [略]
- 二 第十九条の十二において準用する第十九条の五第二号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三・四 [略]

2 [略]

(盗品売買等防止団体に係る承認の申請)

第二十二條 [1・2 略]

3 第一項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- [一・二 略]
- 三 役員に係る法第四条第一号から第七号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- [四～七 略]

[4～5 略]

(盗品売買等防止団体に係る承認)

第二十三條 公安委員会は、前条第一項の規定による承認申請書の提出があつた場合において、その申請に係る法人その他の団体が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

- 一 [略]
- 二 役員のうち法第四条第一号から第七号までのいずれかに該当する者がいないこと。
- [三・四 略]

(認定古物競りあつせん業者に係る認定の取消し)
第十九条の十 [同上]

- 一 [同上]
- 二 第十九条の五第二号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当するに至ったとき。
- [三～五 同上]

2 [同上]

(外国古物競りあつせん業者に係る認定の申請)

第十九条の十一 [1～3 同上]

4 [同上]

- 一 [同上]
- ハ 次条において準用する第十九条の五第二号から第五号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- [二～四 同上]

(認定外国古物競りあつせん業者に係る認定の取消し)
第十九条の十四 [同上]

- 一 [同上]
- 二 第十九条の十二において準用する第十九条の五第二号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三・四 [同上]

2 [同上]

(盗品売買等防止団体に係る承認の申請)

第二十二條 [1・2 同上]

3 [同上]

- [一・二 同上]
- 三 役員に係る法第四条第一号から第五号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- [四～七 同上]

[4～5 同上]

(盗品売買等防止団体に係る承認)

第二十三條 [同上]

- 一 [同上]
- 二 役員のうち法第四条第一号から第五号までのいずれかに該当する者がいないこと。
- [三・四 同上]

別記様式第13号 (第11条関係)



備考

- 1 この様式は、古物商がその営業所又は仮設店舗に掲示する標識の様式とする。
- 2 材質は、金属、プラスチック又はこれらと同程度以上の耐久性を有するものとする。
- 3 色は、紺色地に白文字とする。
- 4 番号は、許可証の番号とする。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 6 「〇〇〇商」の「〇〇〇」の部分には、当該営業所又は仮設店舗において取り扱う古物に係る第2条各号に定める区分（二以上の区分に係る古物を取り扱う場合は、主として取り扱う古物に係る区分）を記載すること。ただし、同条第1号の美術品類については「美術品」、同条第3号の時計・宝飾品類については「時計・宝飾品」、同条第5号の自動二輪車及び原動機付自転車については「オートバイ」、同条第6号の自転車類については「自転車」、同条第7号の写真機類については「写真機」、同条第8号の事務機器類については「事務機器」、同条第9号の機械工具類については「機械工具」、同条第10号の道具類については「道具」、同条第11号の皮革・ゴム製品類については「皮革・ゴム製品」、同条第13号の金券類については「チケット」と記載するものとする。
- 7 下欄には、古物商の氏名又は名称を記載するものとする。

別記様式第13号 (第11条関係)



備考

- 1 この様式は、古物商がその営業所又は露店に掲示する標識の様式とする。
- 2 材質は、金属、プラスチック又はこれらと同程度以上の耐久性を有するものとする。
- 3 色は、紺色地に白文字とする。
- 4 番号は、許可証の番号とする。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 6 「〇〇〇商」の「〇〇〇」の部分には、当該営業所又は露店において取り扱う古物に係る第2条各号に定める区分（二以上の区分に係る古物を取り扱う場合は、主として取り扱う古物に係る区分）を記載すること。ただし、同条第1号の美術品類については「美術品」、同条第3号の時計・宝飾品類については「時計・宝飾品」、同条第5号の自動二輪車及び原動機付自転車については「オートバイ」、同条第6号の自転車類については「自転車」、同条第7号の写真機類については「写真機」、同条第8号の事務機器類については「事務機器」、同条第9号の機械工具類については「機械工具」、同条第10号の道具類については「道具」、同条第11号の皮革・ゴム製品類については「皮革・ゴム製品」、同条第13号の金券類については「チケット」と記載するものとする。
- 7 下欄には、古物商の氏名又は名称を記載するものとする。

別記様式第 14 号の 2 (第 14 条の 2 関係)

仮設店舗営業届出書

古物営業法第 14 条第 1 項ただし書の規定により仮設店舗における営業の届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所
番

許可証番号	
許可年月日 (印)	年 月 日
氏名 又は名称	

1	日 時	
	場 所	
2	日 時	
	場 所	
3	日 時	
	場 所	
4	日 時	
	場 所	

記載要領 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

[様式を加える。]

別記様式第15号(第17条関係)

受 入 れ								払 出 し					
年月日	区別	取引した古物			相手方の真偽を確認 するための措置 の区分(及び方法)	取引の相手方				年月日	区別	取引の相手方	
		品目	特徴	数量		住 所	氏 名	職 業	年 齢			住 所	氏 名

備考

- 「受入れ」の「区別」欄には買受け又は委託の別を記載し、「払出し」の「区別」欄には売却、委託に基づく引渡し又は返還の別を記載すること。
- 「品目」欄は、一品ごとに記載すること。
- 「特徴」欄には、例えば、衣類にあつては「上衣、シングル、鈴木のネーム入り、チョッキ、ねずみ色裏付き、ズボン、後ポケットふたなし」、時計にあつては「オメガ、何型、何番、文字板に傷あり」のように記載し、自動車にあつては自動車検査証に記載された自動車登録番号又は車両番号、車名、車台番号及び所有者の氏名又は名称等の必要な事項を記載すること。
- 現に使用している帳簿に既に住所、氏名、職業及び年齢が記載してある者については、氏名以外の事項で異動のないものの記載は、省略することができる。

別記様式第15号(第17条関係)

受 入 れ								払 出 し					
年月日	区別	取引した古物			相手方の真偽を確認 するための措置 の区分(及び方法)	取引の相手方				年月日	区別	取引の相手方	
		品目	特徴	数量		住 所	氏 名	職 業	年 齢			住 所	氏 名

備考

- 「受入れ」の「区別」欄には買受け又は委託の別を記載し、「払出し」の「区別」欄には売却、委託に基づく引渡し又は返還の別を記載すること。
- 「品目」欄は、一品ごとに記載すること。
- 「特徴」欄には、例えば、「オメガ、何型、何番、文字板に傷あり」、「上衣、シングル、鈴木のネーム入り、チョッキ、ねずみ色裏付き、ズボン、後ポケットふたなし」のように特徴を記載すること。
- 現に使用している帳簿に既に住所、氏名、職業及び年齢が記載してある者については、氏名以外の事項で異動のないものの記載は、省略することができる。

別記様式第16号（第17条関係）

年 月 日	売主の氏名		売主の住所
品 目	特 徴	数 量	買 主 の 住 所 及 び 氏 名

備考

- 「品目」欄は、一品ごとに記載することとし、同欄には、例えば、「紺サージ背広三つぞろい」、「金側腕時計」、「黒色軽自動車」のように、品名を記載すること。ただし、同一種類の製品で、区別しにくいものは、一括して記載することができる。
- 「特徴」欄には、例えば、衣類にあつては「上衣、シングル、鈴木のネーム入り、チョッキ、ねずみ色裏付き、ズボン、後ポケットふたなし」、時計にあつては「オメガ、何型、何番、文字板に傷あり」のように記載し、自動車にあつては自動車検査証に記載された自動車登録番号又は車両番号、車名、車台番号及び所有者の氏名又は名称等の必要な事項を記載すること。

別記様式第16号（第17条関係）

年 月 日	売主の氏名		売主の住所
品 目	特 徴	数 量	買 主 の 住 所 及 び 氏 名

備考

- 「品目」欄は、一品ごとに記載することとし、同欄には、例えば、「金側腕時計」、「紺サージ背広三つぞろい」のように、品名を記載すること。ただし、同一種類の製品で、区別しにくいものは、一括して記載することができる。
- 「特徴」欄には、例えば、「オメガ、何型、何番、文字板に傷あり」、「上衣、シングル、鈴木のネーム入り、チョッキ、ねずみ色裏付き、ズボン、後ポケットふたなし」のように特徴を記載すること。

備考 表中の「」の記載は注記である。	別表第一	改正後
	古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号） 第十五条第三項第五号及び第七号	
	別表第一	改正前
古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号） 第十五条第三項第六号		

3
2
1
（施行期日）
附則
この規則は、古物営業法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十年十月二十四日）から施行する。
（改正法附則第二条第一項の規定による届出）
改正法附則第二条第一項の規定により都道府県公安委員会に届出をする場合においては、その主たる営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。）又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、別記様式の主たる営業所等届出書を提出するものとする。
（国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）
（国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。）
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄の傍線を付した部分のように改める。

別記様式第16号の10（第20条関係）

（表）

写 真	第 号 身 分 証 明 書 官 職 氏 名
上記の者は、古物営業法第22条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。	
年 月 日	公 安 委 員 会 印

86

（裏）

古 物 営 業 法 （ 抜 粋 ）

第22条 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所若しくは仮設店舗、古物の保管場所、古物市場又は第10条第1項の譲り売り（同条第2項及び第3項に規定する場合を除く。）の場所に立ち入り、古物及び帳簿等（第18条第1項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。（略））を検査し、関係者に質問することができる。

2 前項の場合においては、警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者に、これを提示しなければならない。

3・4 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第16号の10（第20条関係）

（表）

写 真	第 号 身 分 証 明 書 官 職 氏 名
上記の者は、古物営業法第22条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。	
年 月 日	公 安 委 員 会 印

86

（裏）

古 物 営 業 法 （ 抜 粋 ）

第22条 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所、古物の保管場所、古物市場又は第10条第1項の譲り売り（同条第2項及び第3項に規定する場合を除く。）の場所に立ち入り、古物及び帳簿等（第18条第1項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。（略））を検査し、関係者に質問することができる。

2 前項の場合においては、警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者に、これを提示しなければならない。

3・4 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式（附則第2項関係）

その1

主たる営業所等届出書

古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）附則第2条第1項の規定により主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

印

許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主
許可証番号	
許可年月日	年 月 日
(ふりがな)	
氏名 又は名称	

主たる営業所又は古物市場

営業所・古物市場	形態	1. 営業所あり 2. 営業所なし 3. 古物市場
	(ふりがな)	
	名称	
	所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。)
		電話 () - 番

その2

その他の営業所又は古物市場

営業所等を有する都道府県名	
経由警察署名	
許可証番号	
営業所・古物市場	<small>(ふりがな)</small> 営業名称 所在地 電話 () - 番
	<small>(ふりがな)</small> 営業名称 所在地 電話 () - 番
営業所・古物市場	<small>(ふりがな)</small> 営業名称 所在地 電話 () - 番
	<small>(ふりがな)</small> 営業名称 所在地 電話 () - 番

記載要領

- 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 2以上の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主は、その2を都道府県ごとに作成すること。